

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県議会委員会条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方自治法の一部改正に伴い所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県議会委員会条例の一部改正

ア 議員は、一の常任委員となること。

イ 常任委員、議会運営委員は、議員の任期中在任すること。

ウ 特別委員は、委員会に付託されている事件が審議されている間在任すること。

(2) 鳥取県政務調査費交付条例の一部改正

ア 「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改める。

イ 政務活動費の使途基準に係る規定を改める。

ウ 保存及び閲覧の対象に証拠書類の写しを追加する。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県議会基本条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律の関連規定の施行の日から施行する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県情報公開条例及び鳥取県議会情報公開条例について、所要の規定の整備を行う。